

「被扶養者の資格決定について、次の通り審査請求を行うことができます」

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して 2 か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から 6 か月以内に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし原則として、決定又は裁決の日から 1 年を経過したときは、提起することができなくなります。）

なお、審査請求があった日から 2 か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。